

## 業務委託契約に係る企画提案方式（プロポーザル）による公募について(公告)

次のとおり企画提案方式により受託者を公募します。

令和3年7月2日

香川県MICE誘致推進協議会 会長 浜田 恵造

### 1 公募に付する事項

- (1) 委託業務名 安心・安全な香川MICEモデル（仮称）制作業務
- (2) 委託期間 契約締結日～令和3年12月17日（金）
- (3) 契約限度額 2,074,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- (4) 委託業務の概要 MICE主催者及び参加者向けのデジタルパンフレットの制作  
（制作に必要な取材・調査の実施を含む）

### 2 応募資格

次に掲げる要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（平成11年香川県告示第787号）に基づく指名停止措置を現に受けていない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。
  - ① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者
  - ② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた者
- (4) 香川県税及び高松市税等の納付すべき税金を滞納していない者

### 3 応募方法

応募意思表明書（様式2）及び応募資格要件に適合することを証明する書類及び企画提案書（以下「企画提案書等」という。）を下記11に持参又は郵送（期間内必着）により提出してください。

（受付期間）令和3年7月20日（火）から7月21日（水）まで

（受付時間）8：30～17：15

### 4 説明会

説明会は開催しません。

### 5 失格事由

提出された企画提案書等が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは失格となります。

- ① 提出書類受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- ② 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募公告で示した要件に適合しないとき。
- ③ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ④ 提案の見積金額が契約限度額を上回るとき。

## 6 質問方法

質問書（様式1）を香川MICE誘致推進協議会事務局に電話連絡の上、電子メールで提出してください。

（受付期間）令和3年7月5日（月）から7月7日（水）まで

（受付時間）8：30～17：15

（件名）「安心・安全な香川MICEモデル（仮称）制作業務に係る質問」としてください。

## 7 質問の回答方法

令和3年7月9日（金）に、香川県MICE誘致推進協議会のホームページ上で公開いたします。

## 8 選定方法

企画提案書作成要領資料2に基づき、企画提案書を作成・提出してください。提出された企画提案書について、審査会において審査の上、候補者を選定します。選定方法は、書類選考とします。

なお、審査基準の下限の点数を1者も満たさない場合には、候補者なしとします。

候補者選定後に、選定結果を各応募者あてに書面で通知します。なお、選定に至った経過については非公表とします。

## 9 審査基準

資料3審査基準のとおり

## 10 スケジュール

7月 2日（金）	公告開始
7月 5日（月）	質問の受付開始
7月 7日（水）	質問の受付締切
7月 9日（金）	質問への回答
7月20日（火）～7月21日（水）	企画提案書等受付
7月27日（火）	一次審査（事務局）
7月28日（水）	二次審査（審査会）
7月30日（金）	審査結果通知
8月 2日（月）	見積書徴取
8月 3日（火）	契約締結

## 11 応募・照会先

〒760-8570 香川県高松市番町4-1-10

香川県MICE誘致推進協議会事務局（香川県庁東館5階交流推進課内）

担当者：齋藤、中村

TEL：087-832-3380

E-mail：mice@kagawa-prf.jp

## 12 契約

選定した候補者と事務局が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結します（香川県会計規則第149条に基づき、契約保証金の納付を求める場合があります。）。仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、候補者と事務局との協議により最終的に決定します。協議が整わない場合又は上記2の応募資格を満たさなくなった場合のほか、事故等の特別な理由により契約が不可能となった場合は、次点の提案を行った応募者と協議の上、契約を締結することがあります。

## 13 その他

- (1) 提出書類の作成及び関係書類の提出等に要する費用は、全て応募者の負担とします。
- (2) 採否にかかわらず、提出された書類は返却しません。
- (3) 提出された書類について、原則、受領後の差替え及び再提出は認めません。ただし、事務局と協議の上、止むを得ない事情等がある場合については認めることがあります。
- (4) 提出された書類は、本企画提案以外の目的で応募者に無断で使用することはありません。
- (5) 応募資格を満たさない者の提出した書類又は虚偽の記載があった書類は、無効とします。
- (6) 業務については、事務局と常に協議をしながら進めるものとし、当初の提案から変更が生じることをあらかじめ了承し、弾力的な対応をとるようしてください。